

令和7年4月1日施行

競争入札等参加者心得

【電子調達案件用】

東京都板橋区

(趣 旨)

第1条 東京都板橋区（以下「区」という。）の契約に係る東京電子自治体共同運営電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）を用いて行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）並びに随意契約（特命随意契約を除く）については、地方自治法、地方自治法施行令、東京都板橋区契約事務規則その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(資格確認及び指名の取消)

第2条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者となったときは、直ちに届け出なければならない。

2 前項に該当した者に対して行った一般競争入札参加資格の確認及び指名競争入札の参加者の指名は、区において特別の理由がある場合を除くほか、これを取り消す。

第3条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者（共同企業体又は事業共同組合（以下「共同企業体等」という。）である場合は、その構成員が該当する場合を含む。）となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該資格確認及び指名は、これを取り消す。

- (1) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）に定める取扱要件に該当したとき。
- (2) 東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月6日区長決定）第3条第1項に基づく入札参加排除措置を受けたとき。
- (3) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- (4) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- (5) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- (6) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。
- (7) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- (8) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

第4条 入札参加者について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格確認及び指名を取り消すことがある。

(入札保証金)

第5条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、その見積る契約金額（単価による入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札者が保険会社との間に区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格の確認の通知（以下「確認通知」という。）又は指名競争入札の参加者の指名の通知（以下「指名通知」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

（入札保証金に代わる担保）

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表の左欄に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右に定めるところによる。

担 保 の 種 類	担 保 の 価 値
1) 国債及び地方債	政府ニ納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
1) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。） 2) 区長が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額または登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
1) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手 2) 口調が確実と認める金融機関（出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払保証した小切手	小切手金額
銀行又は区長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
銀行又は区長が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形	手形金額
銀行又は区長が確実と認める金融機関の保証	その保証する金額

- 2 入札者は、国債、金融債、地方債又は区長が確実と認める社債を入札保証金に代わる担保として提供する場合において、当該債権が国債ニ関スル法律（明治39年法律第34号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録された金融債、地方債又は区長が確実と認める社債であるときは、当該債権を質権の目的となしえたことにつき、登録機関に登録し、その登録済通知書又は登録済証の提出により債権の提出に代えることができる。
- 3 入札者は、金融債、地方債又は区長が確実と認める社債を入札保証に代わる担保として提供する場合において、当該債権が記名債権であるときは、当該債権を質権の目的となしたことにつき、社債原簿に記載しなければならない。
- 4 入札者は、定期預金債権を入札保証金に代わる担保とし提供する場合は、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る債務者である銀行又は区長が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

- 5 入札者は、銀行又は区長が確実と認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供する場合は、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第7条 入札者は、区を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金の納付)

第8条 入札者は、第5条に定める入札保証金又は第6条に定める入札保証金に代わる担保を、確認通知又は指名通知において指示する場所、期限及び手続にしたがい納付しなければならない。

- 2 前項の規定は、第7条に定める入札保証保険証券を提出する場合に準用する。

(入札の基本的事項)

第9条 入札者は、区から指示された図面、仕様書、内訳書、契約書案その他契約締結に必要な条件を検討のうえ履行可能な金額で入札しなければならない。

- 2 図面、仕様書、内訳書等の誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

- 3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、確認通知又は指名通知において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(入札)

第10条 入札者は、電子調達システムの入札書に必要な事項を入力し、記名若しくは押印に相当する電磁的記録による認証を付し、あらかじめ確認通知又は指名通知において示した入札締切日時までに提出しなければならない。

- 2 前項の入札は、あらかじめ期間を定めて委任状を届け出た代理人（代理人が区が指定する認証局から電子認証書を取得している場合に限る。）に行わせることができる。

- 3 第1項により定められた入札書の提出は、紙にて提出することができない。

- 4 入札者は、区が内訳書（電磁的記録を含む。以下同様。）の提出を求めた場合は、入札書とともに区が指定する内訳書を提出しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第11条 入札者は、その提出した入札書・内訳書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

(開札)

第12条 開札は、あらかじめ指定した日時に行う。

- 2 区が内訳書の提出を求めた場合は、区は入札者の提出した内訳書の記載内容を確認する。

なお、内訳書の記載内容については、単価契約の場合を除き契約上の効力は発生しない。

(入札の無効)

第13条 次の各号の一に該当した入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が、提出したもの。

- (2) 東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月6日区長決定）第3条第1項に基づく入札参加排除措置を受けた者（共同企業体等にあつてはその構成員が該当する場合を含む。）のしたもの。
- (3) 所定の日時まで、所定の入札保証金を納付しない者が、提出したもの。
- (4) 電子調達システムの入札書が入札締切日時までに、システムのサーバーに到達しないもの。
- (5) 紙にて提出されたもの。
- (6) 区が内訳書の提出を求めた際、次に掲げるもの。
- ア 区の指定した内訳書を提出しない者のしたもの。
 - イ 提出された内訳書が白紙なもの。
 - ウ 提出された内訳書の項目が異なるもの。
- (7) 入札書の入力事項が不明なもの、又は入札書に記名若しくは押印に相当する電磁的記録の記録がないもの。
- (8) 電子調達システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含むもの。
- (9) 電子調達システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含むもの。
- (10) 同一事項の入札について、複数の入札書を提出したもの。
- (11) 他人の代理を兼ね2人以上の代理をしたもの。
- (12) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの。
- (13) 入札書にくじ番号の入力のないもの又は訂正したもの、数字が不明なもの。
- (14) 入札金額と内訳書の合計額に相違があるもの。
- (15) 一定の金額で価格を表示していないもの。
- (16) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの。
- (17) 電子調達システムの不正利用及び電子証明書の不正使用により行なったもの。
- (18) 入札金額を0円としたもの。
- (19) 前各号のほか、入札条件に違反したもの。

（入札の取りやめ等）

第14条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（落札者の決定等）

第15条 予定価格以下の最低価格の入札者をもって落札者とする。ただし、売却及び貸付の場合においては、予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。なお、入札条件で特別の定めをしている場合はその定めによる。

2 落札者の決定がされた後に、区は、落札者に詳細な内訳書の提出を求めることがある。

（最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）

第16条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によってはその者に

より当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

（低入札価格調査制度）

第17条 競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格が、あらかじめ設けた調査基準価格を下回り、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査されることとなったときは、その者は、当該調査に協力するものとする。

（最低制限価格を設けた場合の落札者の決定）

第18条 当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、入札条件で特別の定めをしている場合はその定めによる。

（入札の回数）

第19条 第12条の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度入札を行う。

- 2 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち、当該入札が第13条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格以上の価格で入札した者に限る。
- 3 前項の規定により再度入札に参加する者は、初度の入札における最低価格未満の価格、売却及び貸付の場合は最高価格を超える価格をもって入札をしなければならない。
- 4 第3項の規定の場合、最低制限価格に関する規定を準用する。
- 5 3度目の入札を行う場合、第1項から前項までの規定を準用する。

（再度入札の保証金）

第20条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

（くじによる落札者の決定）

第21条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者があらかじめ入札書作成時に入力した「くじ番号」によりくじ引きを行い、落札者を決定する。

（入札結果の通知）

第22条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を電子調達システムで入札者に知らせる。この場合において、落札者となった者には、同システムで落札者となった旨を通知する。

(契約書の作成)

第23条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して5日以内に契約書を、記名押印のうえ、受付票の写しを添えて提出しなければならない。

2 前項の期間は、区において必要があるときは、あらかじめ、確認通知又は指名通知において指示するところにより伸縮することがある。

3 前2項の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

4 契約書の提出があったときは、区は、当該契約書に区長が記名押印し、その一通を落札者に返付する。

(契約の確定)

第24条 当該契約は、契約書に区長及び落札者が記名押印したとき確定する。

(入札保証金等の返還)

第25条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。）は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還する。

2 前項の規定にかかわらず、契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、契約の確定後に入札保証金を返還する。ただし、落札者以外の者に対してはこの限りでない。

3 落札者以外の者が入札保証金の返還を受ける場合においては、入札保証金領収書を金銭出納員に提出するものとする。ただし、有価証券以外の担保の提供をもって入札保証金の納付に代えた場合は、この限りでない。

(入札保証金に対する利息)

第26条 入札保証金に対しては、その受入期間について利息を付さない。

(入札保証金の没収)

第27条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、区に帰属する。

(契約保証金)

第28条 落札者は、契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の10以上の契約保証金を、契約書の提出前に納付しなければならない。ただし、東京都板橋区契約事務規則第40条各号に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を要しない。主なものは次のとおり。

(1) 落札者が保険会社との間に区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 物品の売払契約で、売払代金が即納されるとき。

(3) 確認通知又は指名通知において、その全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の準用)

第29条 第6条及び第26条の規定は、契約保証金について準用する。

(履行保証保険証券等の提出)

第30条 落札者は、区を被保険者とする履行保証保険契約又は、区を被保証者とする保証契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提

出しなければならない。

(契約保証金の納付方法)

第31条 契約保証金は、区職員の明示する場所、期限及び手続にしたがい納付しなければならない。

(議会の議決を経なければならない契約)

第32条 確認通知又は指名通知において、あらかじめ、議会の議決を要する契約とされた場合においては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和39年3月31日東京都板橋区条例第6号)の定めるところにより東京都板橋区議会の議決を経たうえ、契約を確定させる。

(仮契約書の提出)

第33条 前条の契約については、落札者は仮契約書を提出しなければならない。

(前金払の対象)

第34条 公共工事の前金払は、入札条件として、当該工事が前金払対象予定工事である旨を明示したものについて行う。

(前金払の率等)

第35条 前金払の率は、契約金額の30%以内(土木工事・建築工事及び設備工事にあつては40%以内)において入札条件に示す率とし(10万円未満の端数は切り捨てる。)、前金払の最高限度は4億円とする。

(翌年度以降にわたる工事の特例)

第36条 前払金は、翌年度以降にわたる工事についても、原則として、初年度に払うものとするが、債務負担行為を伴う工事等については、前払金の全部又は一部を支払わず、残額を翌年度開始後に支払うことがある。

(前払金の請求)

第37条 前払金を請求しようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と当該工期を保証期間とする同法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を区に提出しなければならない。

(前払金に関する特約条項)

第38条 前4条に定めるもののほか、前金払については、入札条件及び特約条項に定めるところによる。

(中間前金払の対象)

第39条 公共工事の中間前金払は、入札条件として、当該工事が中間前金払対象予定工事である旨を明示したものについて行う。ただし、部分払を受ける場合には、中間前金払を受けることはできない。

(中間前金払の率等)

第40条 中間前金払の率は、契約金額の20%以内(10万円未満の端数は切り捨てる。)において入札条件に示す率とし、中間前金払の最高限度額は1億円とする。

(中間前金払に係る認定)

第41条 中間前払金は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしたと認められる場合において支払うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

(翌年度以降にわたる工事の特例)

第42条 中間前払金は、翌年度以降にわたる工事についても、原則として、前条各号の要件を満たした年度に支払うものとするが、債務負担行為を伴う工事等については、中間前払金の全部又は一部を支払わず、残額を翌年度開始後に支払うことがある。

(中間前金払についての前金払の規定の準用)

第43条 第38条の規定は、中間前金払について準用する。

(中間前払金に関する特約条項)

第44条 第39条から第43条までの規定に定めるもののほか、中間前金払については、入札条件及び特約条項に定めるところによる。

(随意契約における場合の準用)

第45条 第3条から第4条まで、第9条から第16条まで、第18条から第19条まで、第21条から第24条まで、第28条から第44条までの規定は、令第167条の2第1項に規定する随意契約により締結する場合に準用するものとする。

2 前項の場合においては「一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けたもの」は「随意契約の見積依頼を受けた者」に、「入札」（ただし「入札保証金」に係る「入札」は除く）は「見積」に、「資格確認及び指名」は「見積依頼」に、「競争入札又はせり売り」は「随意契約」に、「確認通知又は指名通知」は「見積依頼通知」に、「落札」は「見積採用」に、「開札」は「見積合わせ」にそれぞれ読み替えるものとする。